

原子力平和利用と国際法

—日米原子力平和利用協力協定を中心に—

松井 芳郎
名古屋大学教授

一はじめに

本稿は、原子力の平和利用にかかる日本の国際関係を法の側面から検討することを目的とするものであるが、主題にはいるまことに、問題の限定と分析の視角について、必要と思われる二、三のコメントを行なつておる。

第一に留意すべきことは、原子力問題はその独自の性格からして、とりわけ強く国際性を刻印されているということである。現代の国際政治において原子力が有する巨大な政治的・軍事的意義は、その国際的な規制を必然的に要求するものであり、また、それが有する無限の経済的可能性とその開発に要する高度の技術や莫大な費用は、その平和利用を目的とする国際協力を不可避とする。やむなく、それが有する潜在的危険性は、安全性の確保、損害賠償、国家責任などについて

て、国際的な規制を強く要求する⁽¹⁾。そして現実に、これらの要請に応えるために、いくつかの国際機構が設立され、二国間・多国間の多くの条約が締結されている。

したがって、「原子力平和利用と国際法」というテーマは、国際法の広範な分野にわたる多くの問題を含むものであり、たとえ対象を日本に限定するとしても、その全体的な分析はこの小論においてよくなしるところではない。それゆえ本稿では、原子力平和利用をめぐる日本の国際関係のなかでも、その経済的側面、とりわけ科学技術協力の側面と資源問題としての側面に焦点をあてたい。その意味で本稿は、筆者がかつて行なつた、国際経済関係における日本の法的地位の検討⁽²⁾を補足するものである。

第二に、以上の点と不可分の関係にあることであるが、原子力平和利用の技術とそのための施設や核物質の供給を、一

部の先進国がほとんど独占しているために、これら先進国——日本にとってはアメリカ合衆国——の原子力にかんする政策や国内法制が条約の法構造を、そしてそれを通じて援助受入国の国内法制を、大きく規定しているという事情がある。

したがって、本稿においては合衆国の原子力にかんする国内法制の検討が不可欠となる。それと同時に、わが国の原子力法制は、原子力基本法(昭三〇法一八六)第二条の平和目的、民主・自主・公開というユニークな規定によって特徴づけられており、この特徴がわが国が締結するこの分野の条約に一定の影響を与えてきている。したがって、このいわゆる原子力三原則とそれを支えてきた力との、本稿の主題へのインパクトもまた、検討されねばならないであろう。

第三に、原子力の「平和利用(peace-for civil uses)」という用語の問題がある。原子力の「平和利用」と「軍事利

用」の区別の困難性については、原子力平和利用の問題を扱う論文の序論的部 分で必ずといってよいほどとりあげられている。すなわち、この二つの利用方法をわかつのは、基本的には用いられる技術の性格ではなく、それを用いる人間の意図である。したがってここに、この分野の国際協力における独自の問題であり、また最大の難問でもある、平和目的の施設・物質の軍事目的への転用を防ぐ保障措置(Safeguards)の問題が生じる。そして、この問題はたんに保障措置の技術的問題にとどまるのではない。それは、原子力の「平和利用」の最も基本的な問題のはずである。この点については、本稿の結論部分においてふたたびちかえることにしたい。

(1) Gaetano Arango-Ruiz, "Some International Legal Problems of the Civil Uses of Nuclear Energy", *Revell d. C.*, Tome 107, 1962-III, pp.503-505; See also, Alwyn

V. Freeman, "The Development of International Co-operation in the Peaceful Uses of Atomic Energy", *Am. J. Int'l L.*, Vol.54, 1960, pp.383-384.
 (a) 松井芳郎「現代日本法と国際関係」
 天野・片岡・長谷川・藤田・渡辺編『現代日本法分析』(マルクス主義法学講座⑥) 日本評論社・一九七六年。
 (b) Arango-Ruiz, *op. cit.*, pp.505-506, 532-533.

(4) 「*はい*」の場合は、とりわけ、今井隆吉・トマ俊次「原子力開発と軍事利用」世界第二回七号(一九六六年六月)、谷川久原子力の平和利用」ジュリスト・基礎法学シリーズ一、一九六九年一〇月, Stephen Gorove, "Distinguishing 'Peaceful' from 'Military' Uses of Atomic Energy: Some Facts and Considerations", *Ohio State L. J.*, Vol.30, 1969, を参照。

II 原子力国際管理の構想

原子力平和利用のための国際協力をめぐる議論は、国連原子力委員会における原子力国際管理の構想についての討論に始まる。一九四六年一月の国連第一回総会第一会期が、同月二十四日、全会一致で採択した決議(A/RES/1 (I))によつて、安保理事会の下に、その理事国(カナダが理事国でないときはカナダを加える)から構成される原子力委員会が設立され、(a)平和目的の基礎的科学情報の普及、(b)平和利用を確保するのに必要な

範囲での原子力の管理、(c)原子兵器と他の大量破壊兵器の廃棄、(d)遵守国を違法や脱法から護るために査察などの有効な保障措置、について提案を行なうことになった。

同年六月二十四日に開かれたこの委員会の第一回会議において、冒頭にたった合衆国代表パルーカは原子力の国際管理にかんする合衆国提案を提出した。のちに三つの覚書で補足され、全体としてバル

ーク案として知られるようになる)の著名な提案は、以下のような内容をもつていた。(1)以下のよろな権限を有する国際原子力開発機関(an International Atomic Development Authority)を設立する、(a)世界の安全保障に潜在的に危険なすべての原子力活動の経営管理または所有、(b)その他のすべての原子力活動の管理・査察・許可、(c)原子力の有益な利用の促進、(d)機関を原子力の知識の先端におくための研究・開発の責任。(2)管理制度が効果的に機能し違反への制裁が定められれば、原子爆弾の製造を中止し現有的爆弾を処分し、かつ機関に原子力生産のノウハウを完全に所有せしめる。(3)協定違反には処罰が定められるべきであり、この点について拒否権は認められない。

以上のような合衆国案が、原子力の軍事的・平和的利用の双方に強大な権限を有する、国際機構の設立を意図したものであったとすれば、その五日後にグロム

イコビによって提出されたソビエト案は、さしあたり原子爆弾の禁止だけを目的とする条約の締結を求めるものであった。すなわち、この条約案は、原子兵器の生産・貯蔵・使用を禁止し、条約発効後三ヶ月以内にすべての原子兵器を破壊することを規定するとともに、「これらへの違反を国内立法によって処罰されるべき人道にたいする重大な犯罪である」としている。

それと同時にこの提案は、「どられるべき第一次的措置の一につすぎない」とされ、厳格な遵守の手段として管理制度と制裁が必要であることが認められていた。この目的のためにソビエトは、約一年後の原子力委員会第一回会議に、以下のよろな内容の原子力国際管理のための「基本的規定」を提案した。(1)安保理事会のもとに原子力委員会の委員国によつて構成され、自らの査察機構を有する国際管理委員会(the International Control Commission)を設ける。(2)管理委員会は各国の原子力施設を定期的に査察し、違反の疑いがあるときは特別調査を行なう。(3)管理委員会は原子力平和利用のための研究を行ない、そのための施設を所有する。(4)加盟国は原子力平和利用のための研究の権利を有し、管理委員会はこの分野での情報交換を確保し加盟国に助言を与える。

合衆国案は、西側諸国をはじめとする

多くの国の支持を受けたけれども、ソビエトにとつてはそれは、合衆国が独占する原子爆弾の禁止は不確定の未来のことであるにもかかわらず、自國を含む他の諸国は原子力の軍事利用を禁じられるだけなく平和利用にも大きな制限を受け、また自國の立場を擁護するために拒否権も用いられないといった点において、とうてい受け入れられないものであった。逆に合衆国などにとってソビエト案は、有効な国際管理の確立以前に原子爆弾の廃棄を求め、また国際管理委員会を安保理事会のもとにおくことによって後者における拒否権を維持しようとする点において、これまた受け入れられないものであった。原子力委員会の討論は、まもなく完全に行きづまつた。一九五二年の国連第六回総会は、軍縮委員会の設置にともなつて原子力委員会を解散し(A/RES/502 (VID)), こうして原子力国際管理の構想は、第二次大戦後の長い軍縮交渉史における初期の一ヒンソードにおわつた。

それでは以上のよろな原子力国際管理の構想は、その平和利用のための国際協力という視角からは、どのように位置づけられるであろうか。まずソビエト案であるが、それが原子爆弾の禁止を主要な目的としていたことは明らかであるといえよう。初めに提出された条約案は前述のようにこのことだけを規定していた

し、後に提案された国際管理のための基本的規定においても、平和利用についての規定は副次的にふれられていたにすぎない。最初の提案にさいしてグロムイコが、原子弹の軍事利用の現状は諸国間の通常の科学的協力の可能性を排除する、と語っていたことからみても、当時ソビエトが平和利用のための国際協力に積極的ではなかったことがわかる。

これにたいしても合衆国案は、平和利用のための国際協力をいわば最大の目玉商品としていた。この目的のために合衆国は、国際原子力開発機関に、自ら所有する核物質、施設、ノウ・ハウなどを提供するものとされていた。バルークは「原子力の平和目的の利用を確保し、戦争におけるその使用を排除する機構」の設立を説き、その利用を死から生に轉じる合衆国の決意を語っていた。⁽²⁾この占が、このバルーク案が広い支持を集めた最も基本的な理由であろう。たとえばのちに合衆国の核政策の最も厳しい批判者の一人となるノエル・ベーカーも、一九五八年には、合衆国案が公共的な国際機関に同国が有する産業上の秘密や高額な資産を引きわたすことを意図するものであることを、高く評価していた。⁽³⁾

しかし、現在の目からみるとバルーチ
案にはより冷静な評価が可能であるよう
に思われる。前田寿は、拒否権のない国
際原子力開発機関は事実上西側が支配す

るところになつたのであるから、ソビエトにはもともと受けいれられないものであつたし、たゞえソビエトがこれを受諾してもアメリカの安全は保持される仕組みになつていたと指摘して、ノエル・ペーカーの評価は「バルーク案の持つ国際政治的意義をきわめて軽視したもの」だと批判していた⁽³⁾。アラン・チオ・ルイスもまた、バルーク案はICJの強制管轄権の拡大もままならないような現状では、諸国が受けいれることをとても期待しないほどの重大な革新を含むものであり、それが実定法化しなかつたことは残念ではあるがおどろくべきことではない、と述べていた⁽⁴⁾。

報告したチエン・パレンは、国際管理委員会を安保理事会のもとにおくことを構想していた。¹⁵⁾また、同年六月に発表されたカーネギー平和財団の原子力利用管理条例案は、条約違反の認定と制裁を安保理事会にゆだねることとしていた。¹⁶⁾このようにみると、前田の推定を一歩すすめて、バルーク案の拒否権否定の条項は、「ソ連に受諾させない」ために加えられたのではないか、と考えられることが多い。

以上のようなバルーク案批判は、引用した以外にもこれまで多くの人によつて述べられてきたものであるが、ここでは、それに加えてもう一点、つぎのことについて注

それべられてきたものであるが、ここでは
それに加えてもう一点、つぎのこととに注
目しておこう。それは、バルーク案があつた
のようにはなやかにうたいあげ、それに
よつて多くの人を魅了した原子力平和利用
案は、当時はたしてどれくらい現実的な
ものと考えられていたのか、ということ
である。この点について、さきにも引用
したチエンバレンは、多くの技術者や學者
と話しあつた結論として、原子力は
熱や動力にはほとんど利用できず、その
ためには相当の研究と計画が必要であつ
り、したがつて世界のどの国でも原子力
の動力プラントが実用化されるまでには
長期間を要するであろうことを述べてい
た。¹⁴

の原爆製造計画の指導者の一人でもあつた原子物理学者オッペンハイマーも、當時知られていた原子力の平和的応用の二つの種類のうち、研究・検査・技術・治療の手段としての放射性物質の使用は必ずしも新しいものではなく将来の見通しもあるが、新しい動力源としての利用は解決可能な問題ではあるうが、その有用性や利用可能な規模、経済的価値などについては答えるのにさえ長期を要し、近い将来に人類の経済的・技術的福祉に貢献しうるものとは思えない、と述べていった。⁽¹⁵⁾ もしもこのようない評価が當時一般的であつたとすれば、バルーケ案における平和利用の強調の意味は、どのようなものとしてとらえられねばならないのであろうか。この問への答えは、バルーケ案と踵を接して制定された合衆国の一九四六年原子力法 (Atomic Energy Act of 1946) の規定と実施状況の検討について、いつそう明らかになるであろう。⁽¹⁶⁾

ウイットは、大戦後の国連への幻滅と冷戦の開始が本法における原子力の軍事的潜在力への執着をもたらし、このような軍事的ベースペクティブが、アメリカの核独占を維持するための情報・物品・役務の厳格な管理と安全保障の賛美をうながしたと述べているが、この言葉は本法の特色をきわめてよくいいあらわすものといえよう。すなわち、本法はその全体を通じて「共同の防衛と安全保障」の

考慮を何よりも優先させていたことを第一の特徴とする。

濃縮ウラン・プルトニウムなどの核分裂物質 (Sec.5 (a) (2)) とその生産施設 (Sec.4 (c) (1)) は政府の所有となり、それらの原料物質の所有や移転にも原子力委員会 (Atomic Energy Commission, 以下 AEC と呼ぶ) の許可が必要である (Sec.5 (b) (2))。また、核分裂物質と原子力を利用し、あるいはそのための施設・設備を建設・製造・輸出・利用するためにも AEC の許可を要する (Sec.7 (a))。さらに、原子爆弾の製造・使用はもちろん、核分裂物質の生産とその動力生産のための利用にかんする情報も、AEC が共同の防衛と安全保障をそこなわないとして公表を認めるもの以外は、すべて機密情報 (restricted data) として扱われ、その伝達・公表などは死刑にいたる重刑によって処罰される (Sec.10)。

もともと、本法も原子力の平和利用を無視していたわけではない。本法起草過程での議会における聴聞会では、医療、公衆衛生、光・熱・動力の生産などにつき、平和利用の無限の可能性が論じられたといわれ、本法の不可欠の目的の一つは原子力の平和利用の促進にあることはもちろんだとされている。しかし、本法の「政策宣明」(Sec.1) は、「この新しいエネルギー源の開拓は、われわれの

現在の生活様式に深遠な変化をもたらすであろう」と述べ、その利用を公衆の福祉の増進や生活水準の向上に向けることを「合衆国人民の政策」であると言明していたし、AEC はこの目的のための研究・開発を保障するのとされていた (Sec.3)。そもそも、合衆国の歴史に例をみないといわれるほど強力な権限を有する独立行政委員会として AEC が設置されたこと (Sec.2)、自体、それが原子力の軍事利用と平和利用とともに管轄されたり (Sec.2)、白体、それが原子力を含む開発の初期の段階にあつたからだといわれる。

しかし、本法の平和利用は、軍事目的的情報も、AEC が共同の防衛と安全保障をそこなわないとして公表を認めるもの以外は、すべて機密情報 (restricted data) として扱われ、その伝達・公表などは死刑にいたる重刑によって処罰される (Sec.10)。

もともと、本法も原子力の平和利用を無視していたわけではない。本法起草過程での議会における聴聞会では、医療、公衆衛生、光・熱・動力の生産などにつき、平和利用の無限の可能性が論じられたといわれ、本法の不可欠の目的の一つは原子力の平和利用の促進にあることはもちろんだとされている。しかし、本法の「政策宣明」(Sec.1) は、「この新しいエネルギー源の開拓は、われわれの

有効で強制可能な国際的保障措置が成立したと議会が宣言する所で、原子力の工業目的への利用にかんする情報の外国との交換は禁止され (Sec.10 (a) (1))、また原子力利用のための施設等の輸出許可是、それが共同の防衛と安全保障をそこなうと AEC がみなすときには、与えられない (Sec.7 (c))。国際協定の優先が規定されはしたが (Sec.8 (b))、さきのようないい条件に反する協定に議会が同意を与えるとは考えられなかつた。

四六年原子力法における以上のような軍事優先は、その現実の適用過程によりいつそう明確になつたようと思われる。 AEC の初代委員長であつたリリエンハーレルは一九六三年に、同法が原子力平和利用に与えたユニークな地位は、幻想であつたことが明らかになつて久しい、と述べていた。⁽²⁾ 実際、AEC はその成立当たし (Sec.1 (a))、AEC が研究・開発のために部外者ひとりを結ぶるのではなく、それが「共同の防衛と安全保障の利益のために必要である」ときにかぎられていた (Sec.3 (a))。また、AEC が文民機関であるとしている、陸・海軍代表からなる軍事連絡委員会を通じて、後者が軍事上の応用に関連するとみなすかぎりで、すべての原子力問題について軍

の構想が提出されていた。しかし、それだけでは合衆国の原爆独占を正当化することは困難だつたであろう。そのためには、より積極的に平和利用のバラ色の夢を描き、その実現に協力する合衆国の意志を表明する必要があつたのである。

(1) *Official Records of the United Nations Atomic Energy Commission, First Year, No.1, 1st meeting, pp.4-14; Ibid., Special Supplement, Report to the Security Council, pp.92-102, 106-111.* 本提案のくわしく紹介と分析は、前田寿『軍縮交渉史』東大出版版・一九六八年・八五二一三頁。

(2) *Ibid., No.2, 2nd meeting, pp.23-28.* 前田・前掲書・一四二一八頁、参照。

(3) *Ibid., P.25.*

(4) *Ibid., Second Year, No.2, 12th meeting, pp.20-24(AEC/24).*

(5) 以下に経過について、前田・前掲書・第1章、United Nations, Department of Political and Security Council Affairs, *The United Nations and Disarmament: 1945-1970*, 1970, pp.11-24, 参照。

(6) *Official Records of the United Nations Atomic Energy Commission, First Year, No.2, 2nd meeting, p.25.*

(7) *Ibid., No.1, 1st meeting, pp.4-5.*

- (∞) ハーランド・ヘンリク・ペーカー(前
掲載誌)『軍備競争』岩波書店・一九
六九年・一六七頁。
- (9) 前田・前掲書・101—111頁。
- (10) Arango-Ruiz, *op.cit.*, pp.512-514.
- (11) 前田・前掲書・八六四頁。
- (12) Joseph P. Chamberlain, "Legal Implications of International Control of Atomic Energy", *Proceedings A. S. Int'l L.*, 1946, pp.96-99, 100-101.
- (13) Herbert W. Briggs, "World Government and the Control of Atomic Energy", *Am. Am. Acad. P. and S. S.*, Vol.249, 1947, pp.52-53.
- (14) Chamberlain, *op.cit.*, p.102.
- (15) Robert Oppenheimer, "International Control of Atomic Energy", *Foreign Aff.*, Vol.26, 1948, pp.241-243.
- (16) Public Laws-Ch. 724 - Aug. 1, 1946; 60 Stat. 755(1946). 本法の概略については、山口俊次「原子力」山本・奥平・塙野・トヨ「未来社会学」(現代法学全集第3編)第三長編・四十九-四四二頁、Bythe Sason, "Law and Atomic Energy", *Am. Am. Acad. P. and S. S.*, Vol.249, 1947, 参照。
- (17) Daniel Wit, "Some International Aspects of Atomic Power Development", *L. and Contemp. Prob.*, Vol.21, 1956, p.164.
- (18) Sason, *op.cit.*, p.93.
- (19) See, *ibid.*, pp.95-96; David E. Lilienthal, *Change, Hope and the Bomb*, Princeton U.P., 1963, pp.92-95.
- (20) Lilienthal, *op.cit.*, p.96.
- (21) Robert M. Northrop, "The Changing Role of the Atomic Energy Commission in Atomic Power Development", *L. and Contemp. Prob.*, Vol.21, 1956, pp.15-18.
- (22) See, Briggs, *op. cit.*

II 国際協力の始まり

原子弹利用のための国際協力をめぐる以上のような状況は、一九五三年一月八日の国連第八回総会における、合衆国大統領アイゼンハワーの「平和のための原子弹(Atoms for Peace)」と題する演説によれば、大きな転換をむかえることとなる。しかしながら、この時期はもちろん突然に始めたものではなく、合衆国の政策転換を不可避とするようだ。国際的・国内的な状況の変化は、一九四〇年代の末から着実につながれていった。

国際的な状況としては、ソビエトが四年八月に原爆実験に成功するなどにより、合衆国の原爆独占はおおかたの予想よつねはるかに早く破られだし、実用的水爆においてはソビエトのほうが合衆国に先行した(一九五一年八月)。平和利用の面で、イギリスは五三年四月にコールダーホール原子弹発電所の建設設計画を発表しており、ソビエトも当時すでに原発を建設中であった。しかししながら五三年春に発表されたAECの政策宣言は、経済的にも競争力ある核動力の開発は「アメリカの世界的リーダーシップの維持」のためにも必要であると言っていた。他方国内においても、五〇年代にはじめてかの民間企業の参加を得て原子弹開発計画が進展し、五一年ころからは初期の研究段階から第二期の動力炉建設の段階にはいったといわれた。この開発は輸出市場をもあてにして行なわれていたから、この面からも改訂を含む政策の全面的再検討が不可避となっていた。

ソビエト建設の段階には、「まことに」といわれた、「まことに正當」と評価され、平和友好政策にしたがって交渉には正を含む政策の全面的再検討が不可避となっていた。

ソビエトのようないわゆる「平和のための原子弹」演説において、アイゼンハワーは、ソビエトのよみがな「国際原子弹機関 (an International Atomic Energy Agency)」設立の提案を行なった。一方、アイゼンハワーの構想を実現するためには、合衆国は極端な軍事優先と秘密主義の四六年原子弹法を改正する必要があった。アイゼンハワー演説は、そのために議会に提案を行なうことを約束しており、かくして一九五四年八月三〇日に一九五四年原子弹法(Atomic Energy Act of 1954)が成立した。四六年法と比較しての本法の特徴は、さきにあげた合衆国の原子弹政策転換の背景に照應しておらず、かくして「その」法であるとみるとよいがわかる。

第一は、相変わらずAECの厳格な管理制度においてとはいへ、原子力産業への民間企業のより大幅な参加を認めたことである。特殊核物質(アルミニウム・濃縮ウランなど)とその生産施設は、政府所有のままであったが(Sec.52, 41(a))、前者についてはAECの許可による民間

「必ず原子弹の生産に向けられるであろう」と、同提案は原子兵器の使用の可能性を何ら制限するものではないことを批判していた。しかし同時に、この回答はアイゼンハワー演説が核戦争の脅威を強調したことを「まったく正當」と評価して、平和友好政策にしたがって交渉には参加するという態度を示した。双方とも調子は穏やかで、相手をはげしく非難する冷戦的用語を用いておらず、これをきっかけにIAEA設立のための交渉が始められた」とになった。

一方、アイゼンハワーの構想を実現するためには、合衆国は極端な軍事優先と秘密主義の四六年原子弹法を改正する必要があった。アイゼンハワー演説は、そのために議会に提案を行なうことを約束しており、かくして一九五四年八月三〇日に一九五四年原子弹法(Atomic Energy Act of 1954)が成立した。四六年法と比較しての本法の特徴は、さきにあげた合衆国の原子弹政策転換の背景に照應して、「その」法であるとみるとよいがわかる。

第一は、相変わらずAECの厳格な管理制度においてとはいへ、原子力産業への民間企業のより大幅な参加を認めたことである。特殊核物質(アルミニウム・濃縮ウランなど)とその生産施設は、政府所有のままであったが(Sec.52, 41(a))、前者についてはAECの許可による民間

AECとの契約による民間の運営が認められた (Sec.41 (b))。また、AECの許可があれば原子力を利用する施設の民間所有も認められるようになった (Sec.101-103) し、AECとのとりきめにより厳格な資格審査を経た私人に機密情報へのアクセスが認められるようになった (Sec.145)。

本法の第二の特徴は、一部軍事目的のものも含めて、国際協力のために四六年法とくらべてはるかに詳細な規定をおいたことであつて、この点は明文で本法の目的の一つとされていた (Sec.3(e))。特殊核物質の供与 (Sec.54)、原料物質の供与 (Sec.64)、原子力利用・研究等のための施設 (Sec.103,104)、一定のカーテンゴリーの機密情報の通知 (Sec.144)などの目的で、協力協定が以下の条項を含むことを条件に、他国との協力が認められる。(一)協力の条件・期間・範囲等(二)協定中の保障措置・基準を相手国が維持する保証、(三)供与される物質が原子兵器またはその研究・開発に用いられないという相手国の保証 (Sec.123(a))。また、アイゼンハワーの提唱したIAEA構想実現のために、上記のような目的や条件において「国際原子力ブル」に参加すること

も認められた (Sec.124)。以上のような国際協力の目的を、本法第三条e項は「協力相手国に原子力の平和的応用の利益を利用可能にするため、だとしていた。しかし同時に、同条項はそれを「共同の防衛と安全保障の考慮が許すかぎり」に限定していた。加えて、この国際協力が「アメリカの産業の国際市場への参入を促進」し、「合衆国の私企業に外国での広範な営業活動を可能にする」ためのものだったことは、多くの人がよく達成されうる。かくして、ノリスもいうように、本法において考えられている「協力協定」は、基本的には個別国家を相手とする二国間協定であり、実際、合衆国との点での国際協力の圧倒的な部分は「国際協定を通じて行なわれた。

」)のような二国間協定の最初のものは、一九五五年六月一〇日のトルコとの研究協力協定——のちの協定のモデルともなった——であり、五六、七年からは研究協定は漸次動力協定ないし包括協定ととりかえられていった。そして、二国間協定の相手国として最も重視されていた国の一つが、日本であった。日米間の動力協定が交渉中であつた一九五七年に、AEC国際局のエドワーズは、この

URATOM諸国とともに、合衆国の大部分で原子力発電が火力発電と経済的に競争できるようになる以前に、それが経済的・政治的に実現可能だと気付くと私は確信する」と述べていた。

しかし、相手国たる日本においては、戦争と占領によって大きな打撃を受けた原子力研究は、基礎研究からたてなおさねばならない状態だった。学術会議は、原子力研究はいかにるべきかについて一九五二年春から討論を始め、五三年七月にはこの問題のために第三九委員会を設置した。この当時科学者が、厳しい冷戦と核軍拡競争のなかで、原子力平和利用に消極的にならざるをえなかつたことは、五四四年四月に学術会議第一回総会が採択した「原子兵器の廃棄と原子力の有効な国際管理の確立を望む声明」が、現在の国際情勢は、原子力の調査・開発が人類の平和と福祉に役立つという確信を持たせるには程遠い状態にある、と述べていたことからも理解できよう。⁽¹⁾

このような状況のなかで、アイゼンハワーの「平和のための原子力」に素早く反応したのは、学界でも産業界でもなく、政界であった。五四四年三月三日に、次年度予算を審議中の衆議院予算委員会に、保守三党の修正案として原子力平和利用研究補助金二億五〇〇〇万円が提案され、同日ただちに予算委員会を、翌四

主唱者の一人であった中曾根康弘は、のちに当時を振りかえって、米国の原子力事情を視察して日本もボヤボヤしておれないとして感して帰国したが、学術会議が否定的な政治の力で突破する以外に方法はないとして直感したのだと述べていたが、この言葉は、わが国の原子力平和利用が基礎研究のうえにつみあげられた自主的な技術開発によるのではなく、二重の意味で外的な——外国からの、そして学問外からの——インパクトによって開始されたものであることを、端的に物語つていた。

このような乱暴なやりかたに反発した学術会議は、第一七総会において、原子力の研究・利用について、平和目的、公開・民主・自主の原則を要求する、いわゆる原子力三原則を声明し、また五四年秋の第一八総会ではさらにこれを敷衍した七項目の申しいれを政府にたいして行なった。これらの考え方の一部は、政府によつて原子力三法にとりいれられはした。しかし、平和利用にかんする実際の行動は、これらの原則を無視して相変わらず外からのインパクトに応じて進められていった。

五五年一月に合衆国は日本にたいし、濃縮ウランの供与や実用原子炉建造の技術援助を含めて、原子力にかんする援助を行なう用意があることを通知してきた。

た。これをめぐって世論は大きくわかれたが、閣議は五月二〇日に交渉開始を決定、約一ヶ月の交渉のうち六月二一日に日米原子力平和利用協力協定が仮署名された。学術会議は六月四日付で外務大臣に要望書を提出し、妥結を急がず、少なくとも八月の原子力平和利用国際会議の結果を見定めること、将来にわたる拘束を含むような事項はさけること、を主張した。公表された仮訳文は多くの誤訳を含んでおり、わが国が十分の知識も準備は結局一月一四日に正式署名され、二月二七日には効力を発生した。

このようにしてわが国初の原子力平和利用にかんする国際協定として成立した日米協定⁽¹⁶⁾（昭三〇条一九）は、いわゆる研究協定であつて、研究用原子炉等にかかる情報の交換（第二条）、研究用原子炉の燃料の濃縮ウランの貸貸（第三条）、原子炉用資材の売却または貸貸（第四条）を協力の内容としていた。移転された資材等の軍事目的への転用はもちろん禁止される（第八条B）が、貸貸される濃縮ウランの量が少ない（二〇パーセントまでの濃縮でウラニウム二三五にして六キログラム以下）ので、保障措置はきわめて簡単（第七条）である。

本協定は、二点において交渉過程での疑惑・批判に応えようとしていた。すな

わち第一に、秘密資料の通報と秘密資料の通報をともなう資料等の移転は行なわない（第六条）ことによって、

「公開」原則にしたがい、第二に動力協定については日本が希望するときに交渉する（交換公文）ことによって、

動力開発における「自主」原則を維持しようとした。しかし、本協定はその成立において「自主」的なものではなかつた。それは、さきにもふれたように日本における研究・開発の内在的な要求にしたがつて締結されたものではなく、合衆国からの申しいれにしたがつてあわただしく交渉されたものだった。原子力平和利用の国内体制を整備するための原子力三法⁽¹⁷⁾でさえ、本協定にあわせて「突如として提案され、またたくうちに通過成立をみた」のであった。

わが国の原子力開発におけるこのような自主性の欠如は、動力炉にかんする国際協力にも受けつがれた。五五年八月にジユネーブで開かれた第一回原子力平和利用国際会議において、原子力先進国が競つて原子力発電にかんする技術情報や建設計画を発表したことは、わが国の政界や産業界に強い刺激を与えた。初代原子力委員長に就任した正力松太郎は、とくに原子力発電に執心し、五六六年一月には五年以内に採算のとれる原発を建設して物議をかもしていた。彼が招請した英原子力公社産業部長のヒントン卿は、コールダーホール炉はすでに経済的に試験ずみで十分火力発電と競争できると語つて、さらにこの状況に油を注いだ。こうして、五六年末には訪英調査団が送られ、その肯定的な報告を受けて原子力委員会は五七年八月五日に、発電用実用原子炉の導入を決定する。そして、今度もまた国内の受け入れ体制は導入決定のあと追いかけた。日本原子力発電株式会社が発足したのは、同年一月一日であり、原子力委員会が発電用原子炉開発長期計画を決定したのは一二月のことであった。

このような動向に、学術会議はまたしてもきわめて批判的であった。五六年秋の第二回総会の原子力基礎研究にかんする要望は、わが国の原子力開発が三原則に沿つて進展しはじめたことをよろこびながらも、それがやもすれば直接的応用に走り、基礎研究に十分力が注がれていないことを批判していた。また、五七年五月六日付の第二回総会の発電用原子炉の輸入についての勧告は、それが長期間計画の一環としてなさるべきである。この保障措置は、運用のいかんによつては、日本に違反があつた場合に協定を停止・廃棄して資材の返還を要求し（第九条B-5）、あるいはIAEAの保証措置について合意が得られない場合に協定を廃棄する（第一一条b）合衆国の権利とともに、日本の原子力発電の将来を大きく含むものであった。また、移転される

閣議は五七年四月五日に米英と原子力一般協定をすみやかに締結する方針を決定し、おのの五八年六月一六日に署名された日米・日英の原子力平和利用協力協定は、わが国初の動力協定として、いざれも同年一二月五日に発効した（昭三三条一三・一四）。

日米協定は、五五年の研究協定にかかるものであつて（前文 第一条）、情報交換（第三条）や資材提供（第八条）の対象に動力用のものを加え、したがつて供与される濃縮ウランの上限が、含まれるウラニウム二三五について二七〇〇キログラムに増加された（第七条A）。これにともなつて、当然保障措置は強化される。すなわちIAEAの保障措置によって代替（第一一条）されないかぎり、合衆国は、原子炉等の設計審査・操作記録の要求、特殊核物質の計量性確保のための報告の要請とその計量に必要な場所へのアクセスの権利、などを有する（第九条B）。

この保障措置は、運用のいかんによつては、日本に違反があつた場合に協定を停止・廃棄して資材の返還を要求し（第九条B-5）、あるいはIAEAの保証措置について合意が得られない場合に協定を廃棄する（第一一条b）合衆国の権利とともに、日本の原子力発電の将来を大きく含むものであった。また、移転される

しかし結局ここにおいても、科学者の希望に政府や産業界の意思が優先した。

情報や資材が正確または完全である」とと
を供与国政府は保証しない」という条項
(第四条) や、合衆国 AEC が質貸する
特殊核物質等にかんし、第三者責任を含
むすべての責任につき合衆国政府を免責
するという規定 (第七条H) は、明らか
に合衆国とその原子力産業を保護する目
的をもつものであった。さらに、合衆国
は自国が供与した燃料により日本の原子
炉で生産された特殊核物質で日本の需要
をこえるものにつき、購入優先権を認め
られる (第七条E) が、日英協定と日加
協定 (一九六〇年七月二七日、昭三五条
八) の該当規定 (前者の第六条C⁽¹⁾、後
者の第三条C⁽²⁾) が、いずれも購入された
物質の平和目的のみの使用を定めている
のに対して、同様の規定が日米協定には
存在しない」とも気いかかるものであ
た (「うまでもなく、保障措置は合衆国
には適用されない」)。

なお、上記の三協定は、目的・範囲・
保障措置などについて、ほぼ同じ規定を
有しているが、日英・日加協定は国内法
制のちがいを反映して私人間の直接取引
をより広く認めているほか、これらの一
いだにはいかのような若干の相違が見受
けられる。すなわち、日英協定では供給
される燃料につき使用原子炉の範囲を限
定するほかは供給枠を定めず (第三条)、
日加協定もそのような規定をもたない。
また、日加協定は資材・情報などの第三

者移転⁽³⁾についてより自由であり (第三条
(a)(b))、政府免責条項も存在しない。つ
まり、「れい」協定における日本の地位
は、日米協定におけるよりは多少は有利
するといえるであろう。

以上にみてきた初期の日本の原子力平
和利用協力協定の特色を一言でまとめる
ならば、それは動機における自主性の欠
如であり、内容における従属だったとい
えよう。それらは、国内における基礎研
究のみかさねにもとづく技術開発の進
展が内発的に要求したものではなく、外
国からの宣伝や勧誘に科学者の勧告を無
視して政府や産業界が安易にとびついた
結果であり、したがって内容において
も、原子力開発の先進国である相手国の
意向に、大きく規定されざるをえなか
たのである。

(1) 武谷三男「原子力の平和利用と世界」
改造一九五四年四月号、『原子力と科学者』
(武谷三男著作集2) 動草書房・一九六八年
所収、前田寿『原子力と国際政治』和
波新書・一九五八年・一三一—一三八頁、
参照。

(2) Northrop, *op.cit.*, pp.22-24, see also,
Wi, *op.cit.*, pp.148-151.

(3) Northrop, *op.cit.*, pp.18-23.
(4) *Official Records of the General
Assembly*, 8th Session, Plenary Meeting,
A/PV.470, paras.79-126, esp.113-126.
(5) "Extract from a Statement by the
Russian Government in Reply to President
Eisenhower's Speech of 8 December, Pub-

lished on 22 December", Denise Foltz, ed.,
Documents on International Affairs, 1953,
Oxford U.P., 1956, pp.122-125.

(6) Public Law 703-Aug. 30, 1954: 68
Stat. 921 (1954). 本法はその後多くの改
正を受けたが、現行法である。本法の概略
については、下山・前掲論文・四四一-四

四五頁、エラネーク「国際協力にかんする規定
とハーバード、Wit, *op.cit.*, pp.165-169;
George Norris, Jr., "International Aspects of
the United States Atomic Energy Act of
1954", *Jb. Int'l R.*, Bd.5, 1955, 参照。
(7) Norris, *op.cit.*, p.175; W. T. Mallison,
Jr., "The United States Bilateral Agreements
for Co-operation in the Civil Uses of
Atomic Energy", *Proceedings A. S. Int'l
L.*, 1957, p.144.

(8) Norris, *op.cit.*, p.169.
(9) ハーバード、同様に、五五年以降、11
国間協定を通じて、原子力平和利用のため
の国際協力を進めしてきた (С.А. Малинин,
«Сотрудничество СССР с другими стран-
ами в области мирного исполь зования ат-
омной энергии на двусторонней основе»,
*Советский ежегодник международного и-
нформационного сотрудничества*, 1968, стр. 220-235 (English
Summary, pp.236-237); George Ginsburg,

(10) "The Soviet Union and International
Co-operation in the Peaceful Use of Atomic
Energy: Bilateral Agreements", *Am. J.
Int'l L.*, Vol.54, 1960, 33巻。
(11) See Stephen Gorov, "Controls Over
Atoms-for-Peace: U.S. Bilateral Agreements
With Other Nations", *Colum. J. Trans'l
L.*, Vol.4, 1966, pp.186-191.
(12) 『法令全書』昭和三〇年一月・一一
九、一四〇頁。

(13) 『原子力開発十年史』日本原子力産業
会議・一九六五年・一二六頁。この予算をめ
ぐる経緯については、同上・一二、一二二
頁、参照。
(14) 『日本学術会議十五年史』五五、六八
一六九頁。
(15) 同上・五七、六九頁。
(16) 『法令全書』昭和三〇年一月・五二
頁。本協定については、入江啓四郎「日米
原子力協力協定」ハーバリストハ七号 (一九
五五年八月)、参照。
(17) 原子力三法とは、原子力基本法 (昭三
〇法一八六)、総理府設置法一部改正法
(原子力局の新設、昭三〇法一八七)、原子
力委員会設置法 (昭三〇法一八八) の三
つ。これらについては、『原子力開発十年
史』四八・六四頁 (本文の引用は四八頁)、
下山・前掲論文・四九二頁以下、参照。
(18) ハーベルダーホール炉導入の経過につ
ては、『原子力開発十年史』一二三頁以
下、参照。

め of Civil Atomic Energy Programs in
the Free World", *Proceeding A. S. Int'l
L.*, 1957, pp.152-153.
(19) 日本学術会議『勧告・声明集』第一集
(一九四九・一~一九五七・一)、一一一
一一頁、同・第1集 (一九五七・一~一
九五三・一) 五一六頁。
(20) 『法令全書』昭和三〇年一月・一一
九、一四〇頁。
(21) ハーバード、前掲論文・四六一-四六二頁、
参照。
(22) 『法令全書』昭和三〇年七月・六三頁。

四 六八年日米協定と 原子力発電

さきにその設立交渉の発端にふれたIAEAは、その後多くの曲折をへて一九五七年七月二九日に成立した。その目的と任務は大きくわけて二つ、すなわち原子力の平和利用とそのための国際協力の促進、および平和目的の物質・施設など目的にかんして加盟国が最も期待したの軍事目的への転用を防ぐ保障措置の設定と実施である（憲章第二条）。第一のR-3のためには、この点にかんする憲章の規定に、IAEAが平和目的のための役務・物質・施設などを提供することだった。

しかし、この点にかんする憲章の規定（第八一一条）は任意的な性格のもので、加盟国に国際協力の法的義務を課すものではなかった。援助供与国は、いうまでもなくIAEAを通じるよりも、より「柔軟」な二国間協力を好み、したがってIAEAのこの点での活動は活発とはいえた。

それゆえIAEAの主要な活動は、その第二の目的である保障措置の設定と適用に向けられることになった。保障措置は、（一）機関が関与する援助、（二）国間・多国籍の協定について当事国の要請があつたとき、（三）加盟国が自国の原子力活動につき要請したとき、に適用され（第三条A五）、（一）は義務的であるが（二）と（三）はいさまでなく任意的である。実際に適用されたケースの大部分は（二）であつて、とりわけ合衆国は、一九六三年いらい自國の二国間協定の保障措置をIAEAに移管する政策をとつており、そのためIAEAは「管理された核援助のための機関」になつたとさえいわれていた。

ところで、日本はIAEAの活動に積極的に参加していた。一九五九年三月二十四日のIAEAとの協定によつて、日本はその国産第一号の研究用原子炉JR-R-3のために天然ウランを購入した。また日本は、IAEAを通じての技術援助の供与にも積極的だった。保障措置についていえば、六三年九月二三日のIAEA日米協定⁽⁴⁾は、合衆国による保障措置のIAEAへの移管政策の口火を切るものであったし、六七年九月二六日のIAEA日英協定⁽⁵⁾は、発電用原子炉への保障措置適用の第一号であった。そしてその後も、日本がかかる二国間協定については、保障措置はすべてIAEAのものが適用されていくのである。

しかし、原子力平和利用のための日本の国際協力の中心をなしたのは、やはり二国間協力であり、それが本格化するのが六〇年代後半であつた。日本の国際協力が始つた時期は、国際的にも第一次の原子力ブームの時期であつたが、このブームは地についたものになることなく、まもなく沈静にむかつた。わが国におけるコールドホーリー型炉を輸入しての東海一号炉の建設も、さまざまな技術的トラブルによって、大幅に遅延した。

このような沈静から回復して第二次のブームをむかえる時期は一九六四年であつて、そのインパクトはふたたび外部からやってきた。同年八月二六日に、合衆国は五四年原子力法を改正して特殊核物質の民有を認め⁽⁶⁾。また、この年の八月から九月にかけて開かれた第三回原子力平和利用国際会議をきっかけに、合衆国のメーカーは発電用軽水炉を「実証炉」で、それがわが国の電力業界への強いインセンティブとなつたといわれる。こうして、六七年四月の原子力利用開発長期計画によつて、原子力委員会は、一九八五年の原子力発電の開発規模を、六一年の計画の六〇〇一八〇〇万キロワットから三〇〇〇一四〇〇万キロワットへと、一挙に五倍に引き上げた。また、これにともなつて原子炉や核燃料、再処理施設などの自主的な開発を目的とする、動力炉・核燃料開発事業団が設立された⁽⁷⁾（昭四二法七三）。

このような大規模な開発計画は、いうまでもなくそれのみあう国際協力を必要とした。そして、計画が合衆国への依存を軸とれていたものではあるが、大規模な原子力発電計画の基礎をなす本協定にあつては合衆国とならざるをえなかつた。こうして、わが国初の本格的な動力協定としての日米原子力平和利用協力協定⁽⁸⁾は、一九六八年七月一〇日に成立した（昭四三条一四）。この協定は、合衆国における特殊核物質の民有化にともない、民間の当事者間でその取引や濃縮役務について契約を行なうことを認める（第六条B）とともに、その供給権を附表に掲げる。三の原子力発電所のすべての必要量（第七条A）で、上限をウラニウム二三五換算一六一トン（第九条A）にまで拡大した。また、移転される資材や特殊核物質の軍事目的への転用禁止の義務を、五年協定とちがつて合衆国側も平等にううことになった（第一〇条B）。

この協定によつて、日本の原子力発電はその有効期限の三〇年（第一四条B）にわたつて、核燃料の供給を保障されることになった。しかし、そのことは同時に合衆国が日本の原子力発電の死命を制することを意味した。日本に保障措置の違反があつたときに協定を停止・廢棄して特殊核物質や原子炉の返還を要求する権利（第一一条B(5)）や、保障措置につき両国とIAEAで合意が成立しない場合に協定を廃棄して特殊核物質の返還を求める権利（第一二条B）は、いずれも五八年協定においても合衆国に認められていたものではあるが、大規模な原子力発電計画の基礎をなす本協定にあつて

は、その意義はまったく異なるものとなる」とはいってもよい。

また、協定の定める供給枠の範囲内であっても、合衆国の供給能力の最大限に達したときは、日本側がAECの要請に応じて契約を締結しなければ、合衆国は供給義務を解除され（第八条B）、附表の定める原子炉が規定の燃料の総量を入手するためには、その建設が附表の計画どおりに開始されるだけでなく、あらかじめ総量について契約を結ぶことが必要である（同条D）。さらに、使用済み燃料の再処理については、保障措置が効果的に適用されるとの両国の共同決定をするという条項（同条F）は、のちに日本の再処理工場の運転開始にさいして大きな問題となるものだった。前者の点についていえば、七三年一二月二一日の改正議定書（昭四八条一三）により、供給枠が総量だけで規定される（電気出力六万メガワットの原子炉の核燃料サイクルを維持するのに必要な量、改正第九条A）とともに、個々の供給については合衆国のウラン濃縮能力の範囲内において契約によって行なわれる（改正第七条A①）とされる」とによつて、いつそう強く合衆国側の事情に左右されることになった。

六〇年代後半から七〇年代前半にかけて日本はまた、原子力平和利用のための国際協力の範囲を拡大していく。六八

年一〇月一五日には、五八年の協定にかかる日英原子力平和利用協力協定（昭四三条一九）が成立した。また、新たに締結されたものとしては七二年七月二八日の日豪協定（昭四七条七）と同年九月二二日の日仏協定（昭四七条一三）がある。これらはいずれも原子力平和利用の研究と開発のために情報・資材・施設などの交換を約する一般的な性格のもので、日米協定とくらべた場合、政府免責条項がないこと、相手国の保障措置違反などにさいしての一方的廃棄権を両当事国に平等に認めたこと、などの点において日本にとつてはるかに有利なものであった。日本はまた、スウェーデン（七三年三月二七日）およびイタリー（同年一〇月二六日）との交換公文によって、これらとのあいだに原子力平和利用のために科学技術情報や専門家を交換することを約した。

それでは、これらの国際協力の多角化は、わが国の原子力開発の自立化を促進したのであろうか。残念ながらそうではない。少なくとも形にあらわれるかぎりにおいて、これらの国際協力は日本の原子力開発における合衆国の支配的地位を少しも動かさなかった。イギリス製の原電東海一号炉をのぞいて、現在運転中から建設中・計画中の日本のすべての原子力発電所は、合衆国から導入された軽水炉を使用し、合衆国を通じて濃縮ウラン

の供給を受ける。しかも、輸入された技術を消化し日本の条件に適合させるために必要な、基礎的な研究は十分には行なわれてこなかつたといわれる。一九六七年四月の学術会議第四八総会の原子力科学院研究についての勧告は、わが国の原子力の研究開発が、国と産業界の要請が急なあまり、外国技術の導入に重点がおかれて、わが国において原子力技術を根底から培うという基礎研究奨励の観点が忘れられたがちであつたことは遺憾であると述べていた。また、七四年四月の同会議第六五総会の勧告は、原子力基本法制定二〇周年にさいして、ふたたび原子力三原則の重要性を強調しつゝ、原子力発電等がわが国の自然・社会環境に適合して自由的に開発されるよう求めている。こゝに批判されているような原子力開発における自主性の欠如は、七〇年代後半にはいつて、合衆国の大拡散防止政策の強化にともない、日本の原子力発電をまつたく窮地に追ひこむことになるのである。

- (1) Mason Willrich, "Safeguarding Atoms for Peace", *Am. J. Int'l L.*, Vol.60, 1966, pp.363-37; Merle S. Opelz, "The International Atomic Energy Agency: International Transfers of Nuclear Material and Equipment", *J. World Trade L.*, Vol.3, 1969, pp.157-158.
 (2) Lawrence Scheinman, "Nuclear Safeguards, the Peaceful Atom and the IAEA", *Int'l Conc.*, No.527, 1969, pp.17-18; see also, Gorove, *op.cit.*, pp.204-205; Willrich, *op.cit.*, pp.52-53.
 (3) 『法令全書』昭和三四年三月、八六三頁。
 (4) 外務省条約局『条約集』第四二集三四卷、昭和三九年一月。
 (5) 『法令全書』昭和四一年一〇月、一五一頁。

- (6) Public Law 88-489-Aug. 26, 1969; 78 Stat. 602(1964).

- (7) こゝの間の事情については、中島篤之助・安斎育郎『日本の原子力発電』新日本新書、一九七四年、三九一五四頁、参照。

- (8) 『法令全書』昭和四三年七月、八一頁。
 (9) こゝの供給枠は、七二年二月一四日の交換公文（『法令全書』昭和四七年五月、六九六頁）によつて原発二六カ所分三三三五トノにまで増大された。

- (10) 『法令全書』昭和四八年一二月、二七頁。この改正により、協定の有効期限は三五年に延長された。

- (11) 同上、昭和四三年一〇月、一五頁。

- (12) 同上、昭和四七年七月、三七頁。

- (13) 同上、昭和四七年九月、三六頁。

- (14) 同上、昭和四八年四月、三六〇頁、同年一月、一九三頁。

- (15) こゝの点において日本は、同様に輸入技術から出発しながら、のちに、みずからの努力で自主的な技術の開発に成功した西ドイツの場合としばしば対比される。西ドイツの原子力平和利用については、佐藤栄一・木村修三編著『核防条約』日本国際問題研究所、一九七四年、六一一六九頁、参照。

- (16) 『日本学術会議月報』第八卷五号、一

九六七年、二四一一五頁。

17) 同上、第一五卷五号、一九七四年、八
頁。

五 核拡散防止と日本

一九七三年末から先進資本主義国において石油代替エネルギーとして原子力の重要性があらためてクローズ・アップされるきっかけとなつた。O E C D のもとに設置された国際エネルギー機関（I E A）においては、輸入石油への依存を軽減するためのエネルギー長期協力の一環として、原子力の開発やその安全性の向上が重視されていた。わが国においても、公害問題について世論が高まつた六〇年代後半には亜硫酸ガスを排出しない「クリーン・エネルギー」として喧伝された原子力発電が、今度は「準国産エネルギー」として売込まれることになつた。もともとの燃料である濃縮ウランは輸入に依存するとしても、発電の過程で生産されるプルトニウムは「準国産」であり、消費するよりも多量のプルトニウムを生産する増殖炉が開発されれば、エネルギー問題は半永久的に解決するといふのである。

ところが、このような甘い見通しのまえに、まもなく合衆国の核拡散防止政策の強化が立ちふさがることになった。こ

散に關する條約 (Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons、以下N.P.Tとよぶ) が成立して⁽²⁾いた。この条約の成立を促した背景としては、まずなによりも一九六二年のキューバ危機に始まるといわれる米ソ間の「緊張緩和」や、一九六四年の中国による核兵器保有といった國際政治的要因をあげねばならないのはいうまでもないが、つきのように経済的原因もまた忘れてはならないであろう。すなわち、條約交渉が本格化した一九六五年は、さきにふれたように原子力発電が「実用化」したといわれる時期であり、合衆国のメーカーによる発電用軽水炉の猛烈な売込みが開始されていたころであった。いうまでもなく、原子力発電の拡散は、プルトニウム生産能力＝核兵器製造能力の拡散であり、合衆国はいわば将来その果実が自国の安全保障上の利益を大きく損うかもしれない種子を、世界中にばらまきつつあつたのである。こうして合衆国は、世界における原子力発電の施設・燃料の市場を確保しつつ、その核兵器における支配的地位をも維持するために、保障措置について新しい局面を拓くことが必要となつた。⁽³⁾

本稿においては、N.P.Tの中心規定である核不拡散にかんする核兵器と非核兵器国⁽⁴⁾の義務（第一、二条）、これら両種の国の権利・義務のバランスとの関連

(第六条) や非核兵器国の安全保障 (SC/RES/255(1968)) などについて、論じるゝとはできない。こゝでは、本稿の主題との関連で保障措置 (第三条) と和平利用 (第四条) の問題に簡単にふれるにとどめねばならない。

用における国際協力を妨げないような態様で実施される（第三項）、としていた。保障措置の実施のために、締結国たる非核兵器国は個々にまたは他の国と共同して IAEA と協定を結ぶものとされ（第四項）、この目的で IAEA は七一年五月にガイドライン⁽⁶⁾を作成し、それにもとづいて各国と交渉を進めた。七七年一月二日に発効した、NPT 第三条の実施に関する日本 IAEA 協定⁽⁷⁾（昭五二条一三）は、以下のような内容をもつてい

の目的のためには、すでに核兵器の不拡散に関する条約 (Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, 以下N.P.Tとよぶ) が成立していた。この条約の成立を促した背景としては、まずなによりも一九六二年のキューバ危機に始まるといわれる米ソ間の「緊張緩和」や、一九六四年の中国による核兵器保有といった国際政治的要因をあげねばならないのはいうまでもないが、つきのような経済的要因もまた忘れてはならないであろう。すなわち、条約交渉が本格化した一九六五年は、さきにふれたように原子力発電が「実用化」したといわれる時期であり、合衆国のメーカーによる発電用軽水炉の猛烈な売込みが開始されていたところであった。いうまでもなく、原子力発電の拡散は、 plutonium 生産能力 = 核兵器製造能力の拡散であり、合衆国はいわば将来その果実が自国の安全保障上の利益を大きく損うかもしれない種子を、世界中にばらまきつづけたのである。こうして合衆国は、世界における原子力発電の施設・燃料の市場を確保しつつ、その核兵器における支配的地位をも維持するために、保障措置について新しい局面を拓くことが必要となつた。³⁾

本稿においては、N.P.T の中心規定である核不拡散にかんする核兵器国と非核兵器国との義務 (第一、二条)、これら両種の国の権利・義務のバランスとの関連

で大きな問題となつた核軍縮交渉義務 (第六条) や非核兵器国の安全保全義務 (S/RES/255(1968)) などについて、論じることはできない。ここでは、本稿の主題との関連で保障措置 (第三条) と和平利用 (第四条) の問題に簡単にふれるにとどめねばならない。

N.P.T の保障措置は、核兵器の国際的移転を禁止する第一・二条の義務の履行を監視するために適用されるのではなく、非核兵器国の中立目的の核物質が核兵器その他の核爆発装置に転用されるのを防ぐ目的で (その他の軍事利用、たとえば軍艦の推進用への転用は禁止されない) 適用され、しかもそのようなものであれば、従来の保障措置がそれにだけ適用された外国の援助を受けたプロジェクトだけでなく、完全に自主的に開発されたものも含めて、すべてのプロジェクトに適用される。したがって、日本や西ドイツなど進んだ原子力産業を有する非核兵器国が、この問題に最大の関心を寄せていた。日本のN.P.Tへの署名 (七〇年二月三日) と批准・発効 (七六年六月八日、昭五一条六) が大幅におくれたのも、この点がおもな理由であった。これら諸国の大半にいたるため、第三条は、保障措置は非核兵器国との条約上の義務履行の確認「のみを目的として」適用されるとし (第一項)、また、締結国の経済的・技術的発展または原子力平和利用

用における国際協力を妨げないような態様で実施される（第三項）、としていた。保障措置の実施のために、締結国たる非核兵器国は個々にまたは他の国と共同して IAEA と協定を結ぶものとされ（第四項）、この目的で IAEA は七一年五月にガイドライン⁽⁶⁾を作成し、それについて各國と交渉を進めた。七七年一月二日に発効した、NPT 第三条の実施に関する日本 IAEA 協定⁽⁷⁾（昭五二条一三）は、以下ののような内容をもつてゐる。

保障措置の対象は条約第三条一項にしたがつて、平和的原子力活動にかかるるすべての原料物質と特殊核分裂性物質である（第一条）。従来保障措置の対象とされていた施設や設備はのぞかれているが、対象の検認に必要なかぎりでこれらも情報提供（第四二条以下）や査察（第七六条）の対象となる。日本はこれらの物質について計量管理制度（国内保障措置制度）を維持し（第三条）、機関の検認活動はこれを十分に利用する（第三一条）。計画管理制度は物質収支区域（material balance area）を基礎とし（第三二一条）、保障措置の手段としては、計量・封じ込め・監視が用いられる（第二九条）。具体的には、日本政府は物質収支区域⁽⁸⁾とに記録を保持し（第五一条以下）、この記録に基づく報告を機関に提出する（第五九条以下）。機関は、この

報告を検認するために査察を行なう権利を有する（第七〇条以下）。この査察が産業機密の漏洩に導く可能性のあることが、保障措置への抵抗の最大の理由の一つであったが、このような危惧に対処するため、協定は査察員の指名を日本の受諾にかかわらしめ（第八五条）、機関に保障措置の実施を通じて知った秘密の保護を義務つけた（第六条）。なお、他の二国間の協力協定にかかる保障措置は、本協定の有効期間（日本がNPTの締約国であるあいだ、第二五一条^(b)）中は停止される（第二三条）。

日本はこの協定の交渉にさいして、NPTの他の締約国が個別にまたは共同してIAEAと締結する保障措置にくらべて、日本が実質的に不利な扱いをされてはならないと強調しており、この趣旨は議定書第二条にとりいれられた。日本が念頭においていたのはEURATOM諸国であり、EURATOMの保障措置は必ずしも十分なものではなかつたから、当初これら諸国が主張していたように、これら諸国にはEURATOMの保障措置だけが適用され、IAEAは外からそれを確認するだけというのであれば、明らかに日本は実質的に不利な立場におかることになつたであろう。しかし、実際にフランスを除くEURATOM諸国とEURATOMおよびIAEAとのあいだに七三年四月五日に締結された協

定⁽¹⁾は、IAEAのガイドラインにそつて大略日本との協定と同内容のものとなっており、この点での日本の主張はほぼ認められたといえるであろう。

もつとも、このような保障措置がNPTの目的の実現にどの程度資するものであるかは、必ずしも明らかではない。むしろ、それが「技術的に達成できること」は、一つの国の原子力産業の中に核兵器を指向すると考えられる活動がどの程度含まれているかを印象として把握するに尽きる」という評価も存在する。しかも、NPTの保障措置はIAEAの人員と資源の多くを吸収し、そのためIAEAは「技術・経済発展の実行者」の役割を犠牲にして「警察官の相貌」を帯びたし、そのために発展途上国の信頼を失ないつつある、といわれる。そうだとすれば、この点の評価もつぎの問題と切りはなせないといえよう。

NPT第四条は、本条約は無差別に原子力平和利用を発展させる締結国の権利に影響を及ぼさないこと（第一項）、すべての締約国はこの目的のため設備・資材・情報の最大限の交換を容易にし、かつ発展途上地域の必要に考慮を払つて平和利用の発展に協力すること（第二項）を規定する。この条は米ソが各々提出した原案には存在せず、討論の過程で非核兵器国、とりわけ発展途上国の主張に妥協して加えられたものであつた。その意

味で、本条は彼らの核兵器のオプション放棄にたいする、「補償条項」であるともいわれる。

しかし、本条がこの名に値するかどうかは、きわめて疑わしい。第一項は、すでに保障措置の差別的適用によつて決

定的に裏切られている。第二項は、資材等の交換についても平和利用の発展への協力についても、何ら具体的な義務を規定するものではない。この点についてウ

ィルリックは、この数年で核貿易はNPTの有無にかかわらず劇的に増大するだろうが、それはそうすることが核先進国にとって政治的・経済的に利益だからだ、と述べている。したがつて、非核兵器国はこの条項には冷淡であった。途上国は、自分たちがかつての半植民地市場のように、原料輸出・製品輸入の核市場とされてはならないと主張していたし、先進国はNPTへの参加による平和利用の分野での不公正な競争をおそれていた。

NPT再検討会議において、多くの代表はむしろ非加盟国のはうが平和利用の分野での国際取引でより多くをえているという統計を示して、本条の実施について重大な疑問を呈したのであつた。

ストックホルム国際平和研究所の年報は、この再検討会議をふりかえつて、先進国の核輸出競争はNPT体制への影響にほとんど注意を払つていないと指摘

し、「若干の供給国の商業上の利益と短期の政治的考慮は、国際社会全体の安全保険上の利益に優越しつづけている」と批判していた。ところが、この再検討会議の二年足らずのち、合衆国のカーター大統領はまさにこの「国際社会全体の安全保障上の利益」を大義名分として、ドラスティックな核拡散防止政策にのりだすのである。

すでに七六年末の大統領選挙戦のなかで、フォード候補（大統領）とカーター候補はともに、核拡散防止を強化するため原子力管理を厳重にすべきことを主張していたから、七七年一月に成立したカーター新政権の原子力政策が厳しいものになるであろうことは、当然予想されていた。このことは、動力炉・核燃料開発事業団が建設した使用済み燃料再処理施設の運転開始をまぢかにひかえていたわが国にとって、重大な問題であった。そのためには、日米原子力平和利用協力協定第八条F（七三年改正により第八条C）にしたがつて、保障措置が効果的に適用されるという「両当事国政府の共同の決定」を要するからである。そして再処理は、「準国産エネルギー」としてのプルトニウム抽出のために、不可欠の工程であった。

七七年四月七日に発表されたカーターの原子力政策⁽¹⁾は、原子力の現実的恩恵を認めつつも、濃縮ウランやプルトニウム

の生産技術の拡散が核兵器の拡散につながる危険性を強調して、つぎの七点の決定を打ちだした。(一)ブルトニウムの商業的再処理とリサイクリングの無期限延期、(二)増殖炉の商業利用の延期、(三)代替核燃料サイクルの研究促進、(四)濃縮ウラン供給能力の増大、(五)他国への核燃料供給を保証する立法措置、(六)ウラン濃縮と再処理の設備・技術の輸出禁止の継続、(七)燃料供給を保証し核拡散を減らす国際的枠組についての交渉。

する転換施設の建設の二年間延期を約束し、さらに「ブルトニウムのリサイクルの尚早な商業化は避けられるべきである」という見解に合意した。「準国産エネルギー」としてのブルトニウムの利用は、その成否さえさだかでない不確定のこととされたのである。

」のよだな日本の立場に追い打ちをかけ、日米再処理交渉において日本がそれをさけることを至上命令とした、「現行の日米原子力協定の枠組を越えた新たな権利義務関係を生ぜしめる」ことを必然的にしたのが、一九七八年三月一日に成立した、合衆国の一九七八年核拡散防止法⁽²³⁾（Nuclear Non-Proliferation Act o

カーターは、この声明の発表のさいの記者会見で、日本や西ドイツが再処理の努力を続ける完全な権利をもつてゐることを認めはした。しかし、この点についての具体的な日米交渉は難航し、七六年四月の交渉開始から五ヵ月を要して、九月一二日に「共同決定」⁽²⁾の採択にこぎつけた。この共同決定および同時に発表された共同声明において、合衆国は日本側の主張するブルトニウム単体抽出による再処理施設の運転を承認した。しかしながら、政府当局がいうように「我が国の基本的な立場を貫き」、「満足できるもの」⁽²⁾だったかどうか、疑問であるといわねばならない。再処理が認められたの

すなわち、五四年原子力法第一二三三条において、協力協定の相手国に遵守が要求されていた四項目の基準が本法では九項目に拡大され、規制の対象が輸出された物質や施設だけでなくそれらを用いて

相手国で生産された物質をも含むようになつた。それらの物質の濃縮・再処理・貯蔵には合衆国の事前の同意を要する(Sec.401)。ウラニウム濃縮・核燃料再処理・重水生産の施設やその部品の輸出は、協定に明示がないかぎり禁止される(Sec.402(b))。IAEAの保障措置を停止し、またはこれに違反した非核兵器国や、合衆国との協定に違反したり他の非核兵器国の中止を助け、あるいは再処理施設等を他国に輸出した国にたいしては、核物質や施設の輸出が停止される(Sec.307)。やがて大統領は、他国の核貿易政策を合衆国との合致させるよう交渉し(Sec.403)、また、既存の協力協定が新しい基準に合致しないときは、新しい基準が適用されるよう交渉すべきものとされた(Sec.404(a))。

の核散防止が、「合衆国の安全保障上の利益」にとって、つまり核軍備における同國の優越的な地位の維持にとって、不可欠の目的であることはいうまでもない。しかしそれだけではなく、本法は核の平和利用における合衆国の支配的地位の維持と強化をもめざすものであった。他国のウラニウム濃縮や再処理施設の開発は厳しく抑圧されるいっぽう、合衆国の濃縮ウラン輸出は促進される。この濃縮ウランは、濃縮度二〇ペーセント以下で軽水炉、すなわち合衆国がその設備や技術を輸出する原子炉に用いられるものであった(Sec.104(b))。すなわち、それが自体としては誰しも反対する」とのできない前者の目的は、同時に後者の目的をおおいにかつて本法の内容を各國に受け入れさせるための、あらえむきの

しかし同時に、本法は以上のような規制の強化だけではなく、いわば原子力和平利用の新しい国際秩序に向けて、国際燃料機関（I N F A）の創設や I A E A の強化、国際的な核燃料サイクル評価などを提唱していた。また、本法は規制強化のムチにたいするアメとして、核拡散防止に協力する国への核燃料の供給保証を約束し（Sec.101）、そのためには合衆国による「友邦による調整」を必要とするかもしれないが、「彼らは、世界の安全保障の増進がわれわれすべてがどちらねばならぬ措置を正当化する」というわれわれの信念に、究極的には同意するであろう」と述べていたが、この言葉はさきのようないでオロギーであった。本法の署名にさしてカーターは、その若干の規定は「友邦による調整」を必要とするかもしれないが、「彼らは、世界の安全保障の増進がわれわれすべてがどちらねばならぬ措置を正当化する」というわれわれの信念に、究極的には同意するであろう」と述べていたが、この言葉はさきのようないでオロギーであった。本法の署名にさしてカーターは、その若干の規定は

国のウラニウム濃縮能力の向上に着手することを規定していた（Sec.102）。

の核散防止が、「合衆国の安全保障上の利益」にとつて、つまり核軍備における同国の優越的な地位の維持にとって、不可欠の目的であることはいうまでもない。しかしそれだけではなく、本法は他の国(ウラニウム濃縮や再処理施設の開発は厳しく抑圧される)いっぽう、合衆国の濃縮ウラン輸出は促進される。この濃縮ウランは、濃縮度二〇パーセント以下で軽水炉、すなわち合衆国がその設備や技術を輸出する原子炉に用いられるものであった(Sec.104(b))。すなわち、それが自体としては誰しも反対することのできない前者の目的は、同時に後者の目的をおおいかくしつつ本法の内容を各国に受け入れさせるための、あつらえむきのイデオロギーであった。本法の署名にしてカーターは、その若干の規定は「友邦による調整」を必要とするかもしれないが、「彼らは、世界の安全保障の増進がわれわれすべてがとらねばならぬ措置を正当化する」というわれわれの信念に、究極的には同意するであろう」と述べていたが、この言葉はさきのようないいふべきをうらがきするものといえよう。

平和利用協力協定の改定を必然化するであろう。現に新聞報道によれば、合衆国は本法の趣旨説明を表むきの理由として日本に使節団を送り、新協定にあり「むべき点として、(一)再処理だけでなくウラン濃縮をも規制する、(二)濃縮ウランの入手先にかかわらず、原子炉はじめ米国の「高度の核技術」を使用するかぎり規制の対象とする、などの諸点を主張する方針だといわれている。⁽⁶⁾

こうして、核兵器の拡散防止どころか、それ自体としては日本も否定できないし、否定すべきでない大義名分のまえに、原子力平和利用における日本の合衆国への従属は、いつそう深まろうとしている。われわれが、この状況から逃れる道はないのであろうか。筆者は、技術発展の現段階において原子力平和利用、とりわけ原子力発電がどのような現実的可能性を有するのか、といふ問いに答える知識をもっていない。しかし、たとえこの問い合わせにたいする答えが肯定的であるとしても、この技術的可能性を社会的現実性に転化させるためには、少なくとも以下の二つの条件が必要であると思われる。

第一は、日本の原子力開発が始って以来、学術会議が一貫して主張してきたことであるが、平和利用にかんする自主的な技術を開発することである。国際社会の現在の構造を前提とするならば、自主

的・先端的な技術をもたらしかぎりは、

この分野での平等互恵の国際協力はあるまいであろう。

第二は、すべての核の軍事利用の禁止、すなわち全面的な核軍縮のために、積極的なニニシアチブをとる」とある。政府はしばしば憲法第九条や原子力基本法、あるいは非核三原則をひきあいにだして、平和国家日本が核の軍事利用にはしないと強調してきた。しかし、国連軍縮総会における態度をみても、国会における核をめぐる憲法論議をみてみると、このような主張は外国のみならず国民をも納得させられないであろう。原子力の軍事利用と平和利用をめぐる錯綜したゴルティアスの結び目を断つ方法は、すべての軍事利用の全面的な禁止をおいてほかには存在しないのである。

(1) 外務省『わが外交の近況』第一九号上、一九七五年、二〇三—二〇五頁。

(2) 一九六八年六月一一日に国連総会決議(A/RES/2373(XIII))によつて「推奨」され、七〇年三月五日に発効した。成立経過については、佐藤・安藤・前掲書二三一四頁。同様、「核兵器不拡散条約の成立経緯」⁽⁷⁾外務省調査月報一卷一一号、一九七〇年、矢田部厚彦『核兵器不拡散条約論』有信堂、一九七一年、七七一九〇頁、參照。

吉「核拡散防止条約の問題点」⁽⁸⁾カーリック五八〇号、一九七五年、参照。

(6) N.P.T.の日本の態度については、佐藤・安藤・前掲書一〇九—一七〇頁、同・前掲論文(7)外務省調査月報一卷一一号、一九七〇年、小川芳彦「核兵器不拡散条約の批准」シラリベヌカ一八号、一九七六年八月、参照。

(7) Wilrich, *op.cit.*, Yale L. J., p.1497.

(16) Scheinman, *op.cit.*, pp.50-51.

(17) *World Armaments and Disarmament: SIPRI Yearbook*, 1976, p.373.

(18) *Ibid.*, p.391.

(19) 世界調査一九七七年四月一一長田伸、一六一—二二一頁。

(20) 原子力委員会『原子力白書』昭和五一年版、大蔵省印刷局、二二五六—二二五八頁。

(21) 同上、二二〇頁。

(22) 同上。

(23) Public Law 95-242 Mar. 10, 1978: 92 Stat. 120(1978).

(24) "The Text of President Carter's Statement March 10 on the Occasion of His Signing into Law the Nuclear Non-Proliferation Act of 1978". (外古屋メニカ・ヤンター提供のロゴーによる)

(25) 日本経済新聞一九七八年四月八日。(カナダ・ニューファー国際法)

(3) E. L. M. Burns, "The Non-proliferation Treaty: Its Negotiation and Prospects", *Intl. Org.*, Vol.23, 1969, p.801.

(14) 「G.長い批評にならねだね。米・英は六七年一二月二日と四月二日、安全保障上重要なものを除いて、本国のすべての原子力活動にIAEAの保障措置の適用を認め、と各自表明した(同・前掲論文(7)三三四頁)。

(15) Wilrich, *op.cit.*, Yale L. J., p.1497.

(16) Scheinman, *op.cit.*, pp.50-51.

(17) *World Armaments and Disarmament: SIPRI Yearbook*, 1976, p.373.

(18) *Ibid.*, p.391.

(19) 世界調査一九七七年四月一一長田伸、一六一—二二一頁。

(20) 原子力委員会『原子力白書』昭和五一年版、大蔵省印刷局、二二五六—二二五八頁。

(21) 同上、二二〇頁。

(22) 同上。

(23) Public Law 95-242 Mar. 10, 1978: 92 Stat. 120(1978).

(24) "The Text of President Carter's Statement March 10 on the Occasion of His Signing into Law the Nuclear Non-Proliferation Act of 1978". (外古屋メニカ・ヤンター提供のロゴーによる)

(25) 日本経済新聞一九七八年四月八日。(カナダ・ニューファー国際法)

- (3) See, Willrich, *op.cit.*, pp.35-36; Scheinman, *op.cit.*, pp.5-6.
- (4) N.P.T.の内容については、佐藤・安藤・前掲書四三一五三、一七三—一九三
- (11) 今井・前掲論文六一頁。
- (12) Scheinman, *op.cit.*, p.44.